

金属アーク溶接等作業に従

「溶接ヒューム」が特定化学物

特定化学物質障害予防規則が記

(令和3年4月1日施行(一部令和4年

神

「金属アーク溶接等作業」とは、

- 金属をアーク溶接する作業
- アークを用いて金属を溶断し、またはガウ
- その他の溶接ヒュームを製造し、または取

のことをいいます。

※ **屋内、屋外を問わず**アークを熱源とした溶接

てが含まれ、ガスやレーザーを熱源とするもの

※ 自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機

ばく露する作業が含まれ、溶接機のトーチか

は含まれません。

※ 溶接ヒュームとは・・・

アークの熱によって溶けた金属が蒸気となり

酸化物)の細かい粒子となったもので、煙の



アーク溶接

必要な措置（改正事項）

1 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年3月）

- 屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者候補者のうちから、特定化学物質作業主任者の職務を行わせることが必要となります。

※ 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」は、受講していただく必要があります（4ページを参照してください）

作業主任者の職務

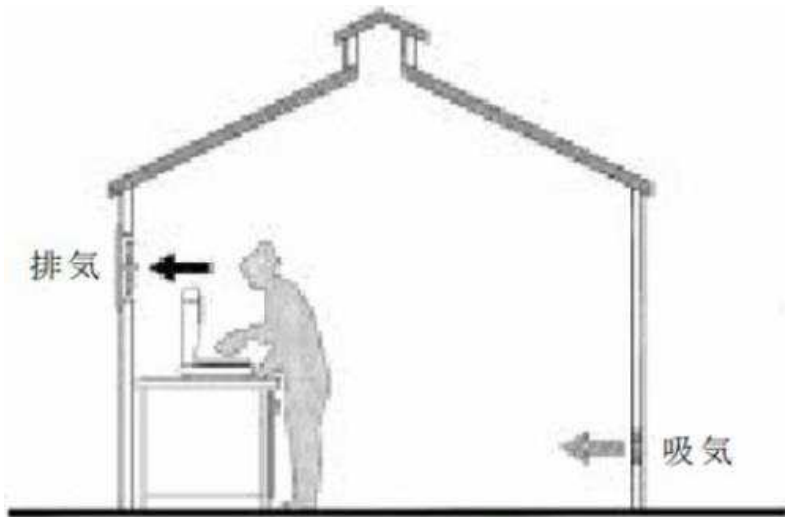
- ① 作業に従事する労働者が溶接ヒュームに汚染、健康被害を防止する措置を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けると見込まれるものを1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

2 特殊健康診断の実施

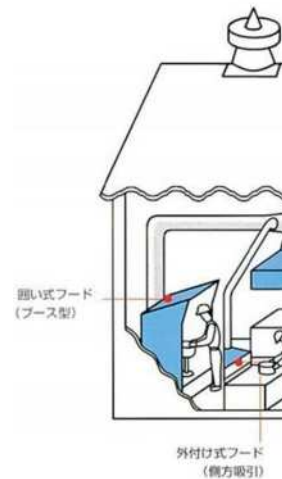
- 屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業主任者候補者に対し、雇い入れ又は配置換えの内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断が義務付けられています。
アーク溶接等作業に従事している方は、肺健康診断が義務付けられているため、健康診断を受けることが必要となります。

特殊健康診断実施後の措置

- ① 健康診断の結果を労働者に通知する



全体換気装置の例



全体換気装置
措置（局所）

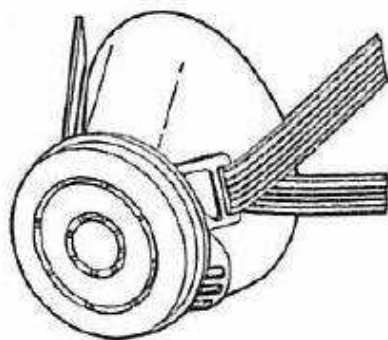
4 溶接ヒューム濃度の測定（令和4年3月31日）

- 継続して金属アーク溶接等作業を行う場合に
 - ・溶接方法が変更された場合
 - ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が
大きな影響を与える場合
 に、個人ばく露測定により、溶接ヒューム濃度
がわかります。（現に継続して屋内作業場で金属アーク
溶接作業を行う場合は、令和4年3月31日までに一度測定を行う必要が



個人ばく露測定方法の例

屋外作業場で金属アーク溶接等作業を行う場
護具の着用が必要です。



5 床の掃除等

- 継続して金属アーク溶接等作業を行う
水洗等で容易に掃除できる構造とする必
- 水洗等粉じんが飛散しない方法により
必要があります。

6 その他

- 金属ヒュームが特定化学物質に指定されるこ
化学物質障害予防規則等が適用されることとな
- 安全衛生教育の実施
- ぼろ等の処理
- 屋内作業場は不浸透性の床にすること
- 作業場所は関係者以外の立ち入りを禁止するこ
- 運搬、貯蔵時は堅固な容器を使用すること
- 作業場所以外に休憩室を設置すること
- 身体の洗浄設備等を設置すること
- 作業場所での喫煙、飲食を禁止すること
- 有効な呼吸用保護具の備え付け、常時有効かつ